

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年1月8日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	石井町
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	109-1
6. 独自利用事務の対象者	当該申請を行う者又はその者の配偶者若しくは扶養義務者、当該申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成30年9月19日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	14
10. 保護評価書の名称	重度心身障がい者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.dpc.go.jp/mynumber/evaluationsearch/search?ckk_type=zenjihou&ckk_name=%E7%9F%B3%E4%BA%95%E7%94%BA&ev_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6&ev_type=%B3%BA&ev_date=from+year-5&ev_date=from+year+10
12. 委任関係	

執行機関名 石井町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であつて第百四十七条で定めるもの	石井町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年石井町条例第5号)による重度心身障がい者等の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	145	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		石井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1の2の項 石井町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年石井町条例第5号)による重度心身障がい者等の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	石井町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年石井町条例第5号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのつとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増	第1条 この条例は、(重度心身障がい者等)に対し医療費の一部を助成することにより、その保健の向上に寄与し、もって重度心身障がい者等の(福祉の増進を図ること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		石井町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年石井町条例第5号) 石井町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則(昭和